

申請書の概要

本年3月6日に、株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社(以下「申請者」という。)から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)平成27年10月から平成28年9月における申請者の炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産量の合計は、本邦総生産量の100%を占める。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

算出されたダンピングマージン率(注3)は、韓国産が60~80%、中国産が10~30%の間である。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入量及び国産品との価格差

	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年10月～ 平成28年9月
韓国からの輸入量(トン)	1,790	2,659	1,890	1,996(11.5%増)
中国からの輸入量(トン)	726	1,072	873	821(13.1%増)
国産品と韓国・中国産品との国内販売価格差率	20~30%	20~30%	15~25%	25~35%

(注4)()の数値は対平成25年比。

(2) 本邦産業の損害を示す主な指標

	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年10月～ 平成28年9月
国産品の販売量(トン)	6,000~8,000	5,500~7,500	5,500~7,500	5,000~7,000
国内需要量に占める韓国・中国産品の市場占拠率	5~15%	15~25%	10~20%	10~20%
国産品の売上高	【100】	【80~100】	【80~100】	【70~90】

(注5)【】の数値は平成25年を100とした指数。なお、国産品の売上高については本邦の生産量の80%以上を占める株式会社ベンカン機工及び古林工業株式会社のデータを用いている。

(3) 不当廉売された貨物の輸入により、本邦産業の状況を示す指標が悪化しており、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、韓国産及び中国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して不当廉売関税の課税を求める。

(注6)上記の数値及び指数は申請書の情報を基に記載したもの。